

○かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例

平成31年3月25日条例第16号

改正 令和元年8月16日条例第3号

令和3年2月25日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(弁明書に添付する書類の特例)

第2条 処分庁が次に掲げる書類を保有する場合には、法第29条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) かずさ水道広域連合企業団行政手続条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第15号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書

(2) かずさ水道広域連合企業団行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

(審査庁に提出した書類の写しの交付に要する手数料)

第3条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法律の規定により準用する場合を含む。）の手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の手数料は、写しの交付を受ける際に納付しなければならない。

3 審理員は、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、広域連合企業長が規則で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(審査会の設置)

第4条 法第81条第1項の規定によりかずさ水道広域連合企業団行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査会の組織)

第5条 審査会は、3人の委員をもって組織する。

2 審査会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の委員の委嘱等)

第6条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又

は行政に関して優れた識見を有する者のうちから広域連合企業長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(審査会に提出した書類の写しの交付に要する手数料)

第8条 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の手数料は、写しの交付を受ける際に納付しなければならない。
- 3 審査会は、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、広域連合企業長が規則で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(審査会の庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務企画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項については広域連合企業長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月16日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年2月25日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条第1項、第8条第1項）

区分	金額
写しの交付	単色刷りで写し1枚につき 10円
	多色刷りで写し1枚につき 20円

備考

- 1 写しの作成に用いる用紙の規格は、日本産業規格A列3番までとする。
- 2 両面に複写された用紙については、2枚として計算する。